



目 次	ページ
規 則	
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	22
◎高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	30

-----  
規 則  
-----

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第46号**

**高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行」を「規定に基づき、高知県工業技術センター（以下「センター」という。）の管理」に改める。

第2条第1項中「高知県工業技術センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同項ただし書中「企業化支援研究室」を「センターの企業化支援研究室」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休所日を」に改める。

第4条第1項中「規定により」を削り、「企業化支援研究室利用許可申請書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可申請書」に改め、同条第2項中「企業化支援研究室利用許可書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可書」に改める。

第5条の2中「第3条第3項の」を「第3条第3項の知事が別に定める」に改める。

第5条の3第1項第2号中「予想できない」を「予想することができない」に改め、同条第2項中「規定により」を削り、「企業化支援研究室利用期間延長許可申請書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可申請書」に改め、同条第3項中「企業化支援研究室利用期間延長許可書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書」に改め

る。  
第6条を次のように改める。

（使用料及び手数料の額）

**第6条** 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第1及び別表第2の規則で定める額は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおとする。

2 条例第5条第2項の規則で定める額は、消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた実費に相当する額とする。

第6条の2の見出し中「使用料」を「研究室に係る使用料」に改め、同条中「研究室の」を「研究室に係る」に改める。

第7条を次のように改める。

（依頼の方法）

**第7条** センターに条例第6条の規定により、分析、試験等（研究を除く。次項において同じ。）を依頼しようとする者は別記第7号様式による依頼書に試料及び手数料を添えて、研究を依頼しようとする者は別記第8号様式による研究依頼書に手数料を添えて、高知県工業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条の2第3号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の依頼書を提出した者は、分析、試験等に係る内容を変更しようとするときは、別記第8号様式の2による変更依頼書に当該変更に係る試料及び手数料を添えて、所長に提出しなければならない。ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高知県収入証紙条例施行規則第3条の2第3号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の依頼書若しくは研究依頼書又は前項の変更依頼書を提出する時点では、手数料の額の確定が困難である場合は、手数料を添えることを要しないものとする。この場合においては、高知県収入証紙条例施行規則第3条の2第3号の規定により、当該手数料の額が確定した後、直ちに同規則第3条第2項に規定する証紙貼り付け書に証紙を貼り付けて所長に提出し、又は納入通知書で指定する納期限までに手数料を納付しなければならない。

第8条第1項中「分析等」を「分析、試験等（以下「分析等」という。）」に改め、同条第2項中「依頼書」を「依頼書又は同条第2項の変更依頼書」に改める。

第10条の見出し中「減免」を「減免の申請等」に改め、同条第1項及び第2項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改める。

第11条の見出し中「還付」を「還付の請求等」に改める。

第12条第2項中「企業化支援研究室機械器具設置承認申請書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認申請書」に改め、同条第3項中「企業化支援研究室機械器具設置承認通知書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認通知書」に改める。

第12条の2第1項中「企業化支援研究室改造（模様替え）承認申請書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認申請書」に改め、同条第2項中「企業化支援研究室改造（模様替え）承認通知書」を「高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認通知書」に改める。

第14条第2項中「利用者は、」を「利用者は、センターの」に改める。

第15条第3号中「汚損し、又は」を「汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第16条中「並びに」を「並びに条例第6条第2項の規定に基づく」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの使用料
計測機器	乾式X線透過装置	1台	1時間につき1,280円
	磁気探傷器	1台	1時間につき1,050円
	耐圧試験機	1台	1時間につき1,370円
	走査電子顕微鏡	1台	1時間につき2,400円
	ウェザーメーター	1台	20時間につき16,310円
	二波長クロマトスキャナー	1台	1時間につき1,150円
	色差計	1台	1時間につき1,150円
	比表面積測定装置	1台	1時間につき1,120円
	粒度分布測定装置（レーザ）	1台	1時間につき700円
	熱機械分析装置	1台	1時間につき960円
	三次元測定装置	1台	1時間につき1,700円
	真円度測定機	1台	1時間につき1,260円
	表面粗さ計	1台	1時間につき1,410円
	万能測定顕微鏡	1台	1時間につき1,380円
	歯車試験機	1台	1時間につき1,310円
	振動計	1台	1時間につき1,260円
	ロジックアナライザ	1台	1時間につき1,290円
	スペクトルアナライザ	1台	1時間につき1,320円
	シンクロスコープ	1台	1時間につき1,260円
	ファンクションジェネレータ	1台	1時間につき1,320円
パルスカウンタ	1台	1時間につき1,430円	

光学顕微鏡	1台	1時間につき580円
硬度計	1台	1時間につき470円
UV照射装置	1台	1日につき420円
シャルピー衝撃試験機	1台	1時間につき1,220円
表面粗さ測定器	1台	1時間につき1,310円
摩耗試験機	1台	1時間につき580円
走査型レーザドップラ振動計	1台	1時間につき3,050円
自動スクラッチ試験機	1台	1時間につき1,590円
粗脂肪抽出装置	1台	1時間につき6,320円
マイクロハイスコープ	1台	1時間につき880円
赤外線温度解析装置	1台	1時間につき1,600円
床性能測定試験装置	1台	1日につき1,850円
超音波映像装置	1台	1時間につき1,900円
振動試験装置（油圧）	1台	1時間につき1,890円
振動試験装置（動電型）	1台	1時間につき1,400円
三次元デジタイジングシステム	1台	1時間につき2,250円
三次元計測装置	1台	1時間につき780円
構造解析装置	1台	1時間につき1,730円
CNC三次元測定装置	1台	1時間につき1,760円
ギアバランス測定装置	1台	1時間につき680円
走査型プローブ顕微鏡	1台	1時間につき6,680円
デジタル超音波探傷器	1台	1時間につき910円

ポータブルオシロスコープ	1台	1時間につき810円
ボールバーシステム	1台	1時間につき1,310円
ポジションキャリブレータ	1台	1時間につき1,960円
デジタルオシロスコープ	1台	1時間につき2,000円
歪み計測装置	1台	1時間につき1,950円
メモリレコーダ	1台	1時間につき1,290円
テクスチャーアナライザ	1台	1時間につき3,030円
デジタルHDマイクロスコープ	1台	1時間につき3,100円
F F Tアナライザ	1台	1時間につき1,610円
EMI・EMC	1台	1時間につき1,620円
精密万能材料試験機	1台	1時間につき1,590円
ノイズイミュニティ試験装置	1台	1時間につき1,680円
クリープメーター	1台	1時間につき1,020円
CNC輪郭形状測定機（粗さ測定）	1台	1時間につき1,170円
CNC輪郭形状測定機（輪郭測定）	1台	1時間につき1,590円
レーザー顕微鏡	1台	1時間につき2,910円
学振型摩擦堅牢度試験機	1台	1時間につき3,740円
J I S 落球衝撃試験機	1台	1時間につき2,900円
電界放出型走査電子顕微鏡	1台	1時間につき3,160円
非接触三次元形状測定装置	1台	1時間につき3,210円
非接触三次元形状測定装置（データ処理装置）	1台	1時間につき1,410円
その他機械金属試験検査機器	1台	1時間につき600円

分析機器	その他窯業材料測定機器	1台	1日につき990円
	その他木材試験機	1台	1日につき1,050円
	固体発光分析装置	1台	1時間につき3,470円
	蛍光X線分析装置	1台	1時間につき1,850円
	X線回折装置	1台	1時間につき2,660円
	原子吸光分光光度計	1台	1時間につき2,120円
	ガスクロマトグラフ	1台	1時間につき1,290円
	ダブルビーム分光光度計	1台	1時間につき1,110円
	赤外分光光度計	1台	1時間につき1,230円
	水銀分析装置	1台	1時間につき1,510円
	C S 同時分析装置	1台	1時間につき1,910円
	T O C 分析装置	1台	1時間につき1,030円
	万能材料試験機	1台	1時間につき1,310円
	水分活性測定装置	1台	1時間につき1,150円
	電気泳動装置	1台	1時間につき1,250円
	高速液体クロマトグラフ装置	1台	1時間につき1,410円
	P H メーター	1台	1日につき1,030円
	逆浸透膜実験装置	1台	1日につき4,520円
	イオンクロマトグラフ	1台	1時間につき1,460円
	エネルギー分散型X線分析装置	1台	1時間につき5,640円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき7,030円	
クロマトグラフィシステム	1台	1時間につき3,460円	
全自動高速アミノ酸分析装置	1台	1時間につき2,000円	

高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置	1台	1時間につき4,240円
天然高分子用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき2,350円
分取用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき4,780円
元素分析計	1台	1時間につき2,090円
X線光電子分光分析装置	1台	1時間につき8,120円
ビタミンC計	1台	1時間につき1,530円
熱分析装置	1台	1時間につき1,850円
脂肪酸分析装置	1台	1時間につき1,890円
自動細菌同定検査装置	1台	1時間につき1,420円
紫外可視分光光度計	1台	1時間につき2,190円
LC-MSシステム	1台	1時間につき7,190円
耐候試験機	1台	1日につき4,130円
微量香气成分定量装置	1台	1時間につき2,720円
機能性成分高速分析UPLCシステム	1台	1時間につき3,440円
分光光度計	1台	1時間につき1,600円
ポストカラム誘導体化HPLCシステム	1台	1時間につき3,260円
微量成分分離分取高速システム	1台	1時間につき1,770円
機能性成分高速分析XLCシステム	1台	1時間につき1,770円
窒素分析装置	1台	1時間につき1,280円
ビードサンプラー	1台	1時間につき1,520円
エネルギー分散型X線分析装置（SEM使用を含む。）	1台	1時間につき3,530円
その他理化学機器	1台	1日につき990円

加工機器	真空凍結乾燥機	1台	24時間につき3,610円
	大型切断機	1台	30分につき880円
	恒温恒湿槽	1台	1日につき1,640円
	電気炉	1台	1日につき2,160円
	細胞融合装置	1台	1時間につき1,250円
	蒸気ボイラー	1台	4時間につき1,620円
	安全キャビネット	1台	4時間につき1,370円
	ミキサー	1台	4時間につき1,370円
	回転式万能かくはん機	1台	4時間につき1,370円
	モルダール	1台	4時間につき1,620円
	製氷機	1台	4時間につき1,500円
	超微粒磨砕機	1台	4時間につき1,500円
	流動造粒機	1台	4時間につき1,590円
	超純水製造装置	1台	1日につき1,030円
	ガスレンジ	1台	1日につき1,000円
	超音波発生装置	1台	1日につき1,030円
	冷間等方圧プレス	1台	1時間につき950円
	スプレードライヤー	1台	1時間につき1,430円
	切断研削盤	1台	1日につき2,240円
	高速昇温電気炉	1台	1時間につき740円
雰囲気焼成炉	1台	1時間につき740円	
超低温フリーザー	1台	1日につき1,850円	

超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円
高速冷却遠心機	1台	1時間につき2,640円
回転式二重釜	1台	1時間につき750円
電熱オープン	1台	1時間につき800円
鍛造用加熱炉	1台	1時間につき2,110円
ロール圧延機	1台	1時間につき2,150円
真空溶解炉	1台	1時間につき4,550円
恒温恒湿器	1台	1日につき860円
遠赤外線乾燥試験装置	1台	1時間につき790円
マシニングセンター	1台	1時間につき1,480円
真空乾燥機	1台	1日につき19,870円
濃縮装置	1台	1時間につき1,630円
超急速凍結庫	1台	1時間につき1,730円
粉碎機	1台	1時間につき2,140円
消失模型鑄造用プラント	1台	1時間につき2,750円
冷熱衝撃試験機	1台	24時間につき8,220円
恒温恒湿試験機	1台	24時間につき5,000円
ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
連続式遠心分離機	1台	1時間につき5,700円
脱水機	1台	1時間につき2,140円
全自動発酵機	1台	1日につき3,280円
くん製装置	1台	4時間につき1,060円
糖化蒸留装置	1台	1日につき2,390円

多段温度コントロール装置	1台	1日につき1,060円
精米装置	1台	1時間につき1,490円
オートクレーブ（中型）	1台	1時間につき770円
グライディングセンタ	1台	1時間につき1,920円
精密平面研削盤	1台	1時間につき1,970円
ワイヤカット放電加工機	1台	1時間につき1,600円
鑄造シミュレーションシステム	1台	1時間につき1,780円
プリント基板作成装置	1台	1時間につき2,270円
遊星型ボールミル	1台	1時間につき1,870円
混合かくはん装置	1台	1時間につき2,480円
遠心濃縮器	1台	1時間につき1,600円
卓上型凍結乾燥機	1台	1時間につき3,160円
電気式溶融炉	1台	1時間につき4,840円
5軸制御マシニングセンタ	1台	1時間につき1,490円
CAMシステム	1台	1時間につき580円
超微粒子ビーム成膜装置	1台	1日につき9,210円
小型高温高圧調理殺菌機	1台	1時間につき1,530円
金属組織検査試料作成装置	1台	1時間につき1,610円
バルバーフィニッシャー	1台	1時間につき1,000円
冷風乾燥機	1台	1時間につき510円
柑橘搾汁機	1台	1時間につき1,020円
スライサー	1台	1時間につき920円

果実洗浄機	1台	1時間につき850円
熱転写装置	1台	1時間につき2,540円
ドライフィルムラミネーター	1台	1時間につき970円
フリーズドライ	1台	1日につき11,960円
微粉粒摩砕機	1台	1時間につき610円
精油成分抽出用減圧蒸留装置	1台	1時間につき1,310円
その他食品加工設備	1台	1日につき1,080円
その他工作機器	1台	1時間につき600円
その他窯業製品製造設備	1台	1時間につき990円
その他木材加工機械	1台	1時間につき410円

備考 この表において「1日」とは、午前8時30分から午後5時15分までの間をいう。

別表第2（第6条関係）

区分	種別		計算単位	計算単位当たりの手数料	
定性分析	定性分析 (特殊機器によるものを除く。)	簡易なもの	1試料	1成分につき930円	
		一般的なもの	1試料	1成分につき1,780円	
		特殊なもの	1試料	1成分につき3,310円	
	特殊機器による定性分析	蛍光X線分析	1試料	5,680円	
		蛍光X線分析以外のもの	1試料	6,400円	
	定量分析	定量分析 (特殊機器によるものを除く。)	簡易なもの	1試料	1成分につき2,160円
一般的なもの			1試料	1成分につき5,390円 (ISO/IEC17025 認定マークを必要とする 場合は、1成分につき 6,220円)	
特殊なもの			1試料	1成分につき6,220円	
特殊機器による定量分析		蛍光X線分析	1試料	12,270円	
		ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ	簡易なもの	1試料	13,480円
			一般的なもの	1試料	27,120円
			特殊なもの	1試料	58,990円
		固体発光分析	一般的なもの	1試料	6,710円
			特殊なもの	1試料	12,520円
		赤外線式炭素硫黄分析	1試料	4,090円	
		元素分析	1試料	3,640円	
		X線光電子分光分析	表面分析	1箇所	1成分につき22,830円
マッピング			1箇所	20,930円	
深さ分析			1箇所	41,670円	

		脂肪酸分析	1 試料	13,610円			機によるもの						
		アスベスト試験	1 件	26,670円			精密万能材料試験機によるもの	1 試料	1 項目につき4,780円（1 試料につき1 項目増すごと又は1 項目につき1 試料増すごとに880円を加算する。）				
		微量成分分離分取高速システムによるもの	1 試料	13,970円									
		機能性成分高速分析X L Cシステムによるもの	1 試料	13,970円									
物理化学試験	物理化学試験（食品保存試験及び微生物試験によるものを除く。）	簡易なもの	1 試料	1 項目につき970円	引張試験	1 試料		1 項目につき4,780円（1 試料につき1 項目増すごと又は1 項目につき1 試料増すごとに880円を加算する。）					
		一般的なもの	1 試料	1 項目につき1,620円									
		特殊なもの	1 試料	1 項目につき3,310円									
		テクスチャーアナライザ試験	1 試料	1 項目につき5,890円									
		色差試験	1 試料	1 項目につき2,080円									
		クリープメーター試験	1 試料	1 項目につき6,740円									
		食品保存試験	一般的なもの	1 試料					1 項目につき1,110円				
	食品保存試験	特殊なもの	1 試料	1 項目につき3,340円									
	微生物試験	簡易なもの	1 試料	1 項目につき1,500円	圧縮試験	1 試料		1 項目につき4,780円（1 試料につき1 項目増すごと又は1 項目につき1 試料増すごとに880円を加算する。）					
		一般的なもの	1 試料	1 項目につき3,320円									
特殊なもの		1 試料	1 項目につき6,780円										
機械金属材料試験	材料試験	強度試験	1 試料	1 項目につき2,140円	その他材料試験	1 試料		1 項目につき2,140円					
		硬さ試験	1 試料	1 項目（5 箇所以下）につき1,490円									
	硬さ分布試験	1 試料	1 項目（6 箇所以上）につき2,490円	組織試験	顕微鏡組織写真	1 試料		1 枚（手札型まで）につき2,950円					
	曲げ試験	簡易なもの	1 試料						1 項目につき840円	肉眼組織写真及びサルファプリント	1 試料		1 枚（手札型まで）につき1,010円
		万能材料試験	1 試料						1 項目につき2,140円				
					黒鉛球状化率測定試験	1 試料	1 項目につき3,190円						
					非破壊検査	X線透過試験	1 試料	1 照射につき10,940円					
									超音波試験	1 試料	1 項目につき4,590円		
					物理試験	熱分析試験	1 試料	1 項目につき7,110円					
									熱膨張試験	1 試料	1 項目につき6,790円		
					計測試験	精密測定試験	1 試料	5 項目まで3,760円（1 項目増すごとに330円を加算する。）					

		粗さ測定試験		1 試料	1 項目につき2,700円
		真円度測定試験		1 試料	1 項目につき2,700円
		歯車測定試験		1 試料	1 項目につき3,190円
		輪郭形状測定試験		1 試料	1 項目につき3,640円
		その他精密測定試験		1 試料	1 項目につき1,530円
	振動騒音測定試験	振動測定	簡易なもの	1 件	2,620円
			一般的なもの	1 件	5,890円
		騒音測定	簡易なもの	1 件	2,870円
			一般的なもの	1 件	5,900円
		振動騒音周波数解析		1 件	14,710円
	<small>ロウ</small> 歪み測定試験		1 試料	1 箇所につき7,400円 (1 箇所増すごとに1,530円を加算する。)	
	その他機械金属材料試験	特定試験		1 試料	1 項目につき15,990円
		特殊性質試験	簡易なもの	1 試料	1 項目につき1,350円
			一般的なもの	1 試料	1 項目につき2,990円
			複雑なもの	1 試料	1 項目につき9,560円
窯業材料試験	窯業材料試験（セメント二次製品試験及び骨材試験によるものを除く。）	カサ比重試験		1 試料	1 項目につき1,110円
		比表面積試験		1 試料	1 項目につき11,040円
		熱分析		1 試料	1 項目につき6,380円
		粒度分布		1 試料	1 項目につき6,710円
		冷凍融解		1 試料	1 項目につき20,150円
		走査電子顕微鏡組織写真		1 試料	10,890円
木竹材料試験	塗膜試験		1 試料	1 項目につき1,630円	
	促進耐候試験		1 件	6 試料20時間までにつき18,160円	
	環境試験		1 件	1 項目 1 時間までにつき700円	
	揮発性有機化合物測定試験		1 件	92,010円	
	学振型摩擦堅牢度試験		1 試料	6,220円	
	落球衝撃試験		1 試料	4,970円	
	その他木竹材料試験		1 試料	1 項目につき1,770円	
	前処理手数料	試料調整	簡易なもの	1 試料	650円
			一般的なもの	1 試料	1,430円
			複雑なもの	1 試料	3,610円
特殊なもの			1 試料	8,350円	
簡易なもの			1 試料	6,170円	
設計及び製図	設計	簡易なもの	1 件	6,170円	
		走査電子顕微鏡組織写真（高分解能）		1 試料	16,240円
		走査型プローブ顕微鏡試験		1 試料	1 項目につき11,270円
		レーザー顕微鏡		1 試料	2,900円
		エネルギー分散型X線分析		1 試料	8,950円
		その他窯業材料試験		1 試料	1 項目につき1,550円
		セメント二次製品試験	気乾かさ比重試験		1 試料
その他セメント二次製品試験			1 試料	1 項目につき1,830円	
骨材試験	ふるい分け試験		1 試料	1 項目につき2,390円	
	その他骨材試験		1 試料	1 項目につき2,040円	



		一般的なもの	1 件	12,860円
		複雑なもの	1 件	40,190円
製図	組立図	簡易なもの	1 件	3,230円
		一般的なもの	1 件	5,930円
		複雑なもの	1 件	16,720円
	部品図	簡易なもの	1 件	1,100円
		一般的なもの	1 件	2,450円
		複雑なもの	1 件	6,340円
意匠作成	意匠作成	簡易なもの	1 件	5,200円
		一般的なもの	1 件	11,870円
		複雑なもの	1 件	25,080円
英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写	英語表記による成績報告書		1 通	2,480円
	成績報告書の複本		1 通	420円
	証明書		1 通	570円
	文献複写		1 通	420円

別記第1号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

**別記**  
**第1号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県工業技術センター利用許可申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により高知県工業技術センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的							
利用する機械器具等の名称及び利用期間	機械器具等の名称	利用期間				※ 使用料の額	
		年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで		円		
利用する人数	人						
その他参考事項							
高知県収入証紙貼り付け欄							
※ 利用の許可の条件その他							
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号		
※ 変更等	届出年月日	年 月 日	受付年月日	年 月 日	承認年月日	年 月 日	
	内容	変更・取消し	理由	変更等後の 使用料の額		円	
※ 上記のとおり許可してよろしいか。	所長				担当		
※ 上記のとおり変更・取消しを認めて よろしいか。	所長				担当		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第2号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的				
創業（予定）年月日	年 月 日			
業種				
主な技術開発力				
利用希望期間	年 月 日～ 年 月 日			
利用希望研究室	オフィス仕様	29㎡	42㎡	84㎡
	理科学実験室仕様	29㎡	42㎡	
利用予定者の連絡先	住所			
	氏名			
	電話番号			
備考				

注 1 「利用希望研究室」欄は、希望するものを○で囲んでください。  
2 別紙の事業計画書及び会社等の概要を記載したパンフレット等を添えてください。

別記

事業計画書

1 申請者の概要

生年月日及び年齢（法人その他の団体の場合は、代表者の生年月日及び年齢）	年 月 日 歳	
現住所及び電話番号（法人その他の団体の場合は、代表者の現住所及び電話番号）		
経歴（法人その他の団体の場合は、社歴等）		
資格、特許等		
申請時の状況	創業年月日	年 月 日
	業種	
	資本金	万円
	法人登記年月日	年 月 日
	製造又は販売品目	
	年間売上高	万円
	既存施設の規模	
	既存の研究室の概要	
	創業していない場合は、現在の状況	

2 事業内容等

実施する試験又は研究				
創業予定年月日	年 月 日			
法人登記予定年月日	年 月 日			
予定資本金	万円			
従業員等	常勤	臨時	合計	名
	男性 ( )	( )	小計 ( )	名
	女性 ( )	( )	小計 ( )	名
通常企業化支援研究室を利用する研究者	氏名	経歴		

- 注 1 「実施する試験又は研究」欄は、企業化支援研究室で行う事業等について記入してください。
- 2 「創業予定年月日」欄、「法人登記予定年月日」欄及び「予定資本金」欄は、今後創業する場合にのみ記入してください。

## 3 事業実施計画

	試験又は研究の内容（概略）	試験又は研究の費用
1年目		千円
2年目		
3年目		

注 企業化支援研究室の利用を開始してから行う試験又は研究について記入してください。

## 4 技術開発

(1) 現在、あなた（あなたの会社等）が持っている技術及び技能をアピールしてください。

(2) 事業化に向けて技術開発を行っている内容についてアピールしてください。

ア 研究開発の内容

イ 研究開発の必要性（従来の技術及び製品との比較も含めて記入してください。）

ウ 研究開発の具体的方法（図、グラフ等を入れて具体的に記入してください。）

エ 研究開発によって得られると予想される成果

## 第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

## 高知県工業技術センター利用許可書

年 月 日付で申請がありました高知県工業技術センターの利用については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用する機械器具等の名称及び利用期間	機械器具等の名称	利用期間	使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
利用の許可の条件その他			
注 1 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用に際しては、この高知県工業技術センター利用許可書を必ずお持ちください。 3 利用に際しては、高知県工業技術センターの関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。			

## 第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

## 高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可書

年 月 日付で申請がありました高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的		
利用の許可をする研究室		
利用の許可の期間	年 月 日～	年 月 日
使用料	月額	円
利用の許可の条件その他		
注 1 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用に際しては、この高知県工業技術センター企業化支援研究室利用許可書を必ずお持ちください。 3 利用に際しては、高知県工業技術センターの関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。		

**第5号様式（第5条の3関係）**

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
 氏名  
 電話番号  
 （法人その他の団体の場合は、主たる事務  
 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第5項の規定に基づき高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用期間の延長の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用期間の延長を希望する理由	
利用許可番号	年 月 日付け 第 号
利用の許可を受けた研究室	
利用の許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
延長を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

**第6号様式（第4条関係）**

第 号  
 年 月 日

様

高知県知事 印

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用期間の延長については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第5項の規定に基づき次のとおり許可します。

利用の目的	
利用許可番号	年 月 日付け 第 号
利用期間の延長の許可をする研究室	
延長の許可をする利用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料	月額 円
利用期間の延長の許可の条件その他	
注	1 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用に際しては、この高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書を必ずお持ちください。 3 利用に際しては、高知県工業技術センターの関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可及び利用期間の延長の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

第7号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県工業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

依頼書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の( )を依頼します。

依頼の目的及び内容	
供試品の名称、種類等	
供試品の数量	
希望する完了時期	年 月 日
成績報告書又は証明書の交付希望の有無	有 (英語表記によるもの ( 必要 ・ 不要 ) ) ・ 無
手数料の額	(1) 円 (2) 円 (3) 円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け欄	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 括弧内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種別を記入してください。
- 2 手数料は、この依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、分析、試験等が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県工業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

研究依頼書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の研究を依頼します。

研究の名称	
研究の目的及び内容	
研究を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日 計 日間
その他参考となる事項 又は意見	
手数料の額	円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け欄	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 手数料は、この研究依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、研究が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この研究依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

**第8号様式の2**（第7条関係）

年 月 日

高知県工業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

変更依頼書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の  
( ) の変更を依頼します。

供試品の名称、種類等					
供試品の数量					
受付年月日及び受付番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
成績報告書又は証明書の交付希望の有無		有（英語表記によるもの（ 必要 ・ 不要 ）） ・ 無			
手数料の額	(1)				円
	(2)				円
	(3)				円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法		高知県収入証紙 ・ 納入通知書			
確定後納付の場合の納付方法		高知県収入証紙 ・ 納入通知書			
高知県収入証紙貼り付け欄					
※ 受付年月日	年 月 日	※ 報告年月日	年 月 日	※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日		※ 納期限	年 月 日	

- 注 1 括弧内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種類を記入してください。
- 2 手数料は、この変更依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、内容の変更があった分析、試験等が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この変更依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。



別記第9号様式を次のように改める。

**第9号様式**（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県工業技術センター所長

印

成績報告書

- 1 受付年月日及び受付番号 年 月 日 第 号
- 2 供試品の名称、種類等
- 3 依頼を受けた事項

上記の事項に対して行いました（ ）の成績は、下記のとおりです。

記

別記第10号様式から別記第17号様式までを次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
電話番号  
（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター使用料（手数料）減額（免除）承認申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき高知県工業技術センターの使用料（手数料）の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用又は依頼の目的及び内容					
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日				
減額又は免除を受けようとする理由及び額	円				
※ 使用料又は手数料の額の算定		算定内訳		金額	
	正規の額			円	
	減額又は免除の申請額			円	
	減額又は免除をする額			円	
決定した額			円		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 承認年月日	年 月 日	※ 承認番号	第 号
※ 上記のとおり減額（免除）してほしいか。	所長			担当	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県工業技術センター使用料（手数料）減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請がありました高知県工業技術センターの使用料（手数料）の減額（免除）については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
正規の使用料又は手数料の額	円
減額又は免除をする使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所

氏名

印

電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター使用料（手数料）還付請求書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定に基づき高知県工業技術センターの使用料（手数料）の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用又は依頼の目的及び内容					
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日				
使用料又は手数料の納付年月日及び納付額	年 月 日		円		
還付を受けようとする理由及び額	円				
※使用料又は手数料の額の算定	算定内訳	金額			
	納付済額	円			
	還付請求額	円			
	決定した額	円			
還付する額	円				
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日	※決定番号	第 号
※	所長			担当	
上記のとおり還付してよろしいか。					

注 ※印欄は、記入しないでください。

第13号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県工業技術センター使用料（手数料）還付決定通知書

年 月 日付けで請求がありました高知県工業技術センターの使用料（手数料）の還付については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
納付済みの使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円
還付する使用料又は手数料の額	円

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により高知県工業技術センターの企業化支援研究室への研究用の機械器具の設置の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置する機械器具の内容	名称	数量	用途
利用許可番号	年 月 日付け		第 号
利用の許可を受けた研究室			
備考			

注 機械器具の仕様書を添えてください。

第15号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県工業技術センター企業化支援研究室機械器具設置承認通知書

年 月 日付けで申請がありました高知県工業技術センターの企業化支援研究室への研究用の機械器具の設置については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により次のとおり承認します。

設置を承認する 機械器具の内容	名称	数量	用途
利用許可番号	年 月 日付け 第 号		
利用の許可をした研究室			
承認の条件その他			

第16号様式（第12条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認申請書

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第10条ただし書の規定に基づき高知県工業技術センターの企業化支援研究室の改造（模様替え）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造（模様替え） をしようとする理由	
利用許可番号	年 月 日付け 第 号
利用の許可を受けた研究室	
改造（模様替え） の概要	
改造（模様替え） の実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

**第17号様式（第12条の2関係）**

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



**高知県工業技術センター企業化支援研究室改造等承認通知書**

年 月 日付けで申請がありました高知県工業技術センターの企業化支援研究室の改造（模様替え）については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第10条ただし書の規定に基づき次のとおり承認します。

利用許可番号	年 月 日付け	第 号
利用の許可をした研究室		
承認する改造（模様替え）の概要		
承認の条件その他		
備考		

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第47号**

**高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行」を「規定に基づき、高知県立紙産業技術センター（以下「センター」という。）の管理」に改める。

第2条第1項中「高知県立紙産業技術センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休所日を」に改める。

第4条第1項中「規定によりセンターの利用の許可」を「センターの利用の許可（以下「利用の許可」という。）」に改める。

第5条中「条例第3条第1項の」を削り、「当該許可」を「当該利用の許可」に改める。

第6条を次のように改める。

（使用料及び手数料の額）

**第6条** 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第1及び別表第2の規則で定める額は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第5条第2項の規則で定める額は、消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた実費に相当する額とする。

第7条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高

知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条の2第1号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

第7条第2項中「抄紙試験」を「製造試験」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該手数料の額が10万円を超える場合において、高知県収入証紙条例施行規則第3条の2第1号の規定により納入通知書により手数料を納付するときは、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

第7条第3項中「（昭和39年高知県規則第28号）」を削る。

第8条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第10条の見出し中「減免」を「減免の申請等」に改める。

第11条の見出し中「還付」を「還付の請求等」に改める。

第14条第2項中「利用者は、」を「利用者は、センターの」に改める。

第15条第2号中「又は」を「損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第16条中「抄紙試験」を「製造試験」に、「又は」を「及び」に、「並びに加算額」を「並びに条例第6条第2項の規定に基づく加算額」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの使用料
原料処理 機器	1キログラムホーレンダー型ビーター	1台	1時間につき570円
	8キログラムホーレンダー型ビーター	1台	1時間につき620円
	38キログラムホイト型ビーター	1台	1時間につき1,350円
	1キログラムナギナタ型ビーター	1台	1時間につき570円
	10キログラムナギナタ型ビーター	1台	1時間につき590円
	スクリーン	1台	1時間につき650円
	セントリクリーナ	1台	1時間につき620円
	蒸解用オートクレーブ	1台	1時間につき980円
	地球釜	1台	1時間につき2,930円
	粉砕機	1台	1時間につき1,280円
	オゾン水実験装置	1台	1時間につき2,290円
その他の原料処理機器	1台	1時間につき570円	
試験機器	熱風循環式高温炉	1台	1時間につき1,170円
	フェードメーター	1台	30時間につき5,390円
	フラジール通気度試験機	1台	1時間につき480円
	偏光顕微鏡	1台	1時間につき610円
	パームポロシメーター	1台	1時間につき710円
	紙伸縮計	1台	1時間につき590円
	横型引張試験機	1台	1時間につき650円
	白色度計	1台	1時間につき770円
	印刷適性試験機	1台	1時間につき1,470円

ハンディー圧縮試験機	1台	1時間につき680円
クリーンベンチ	1台	1時間につき630円
ガス透過率測定装置	1台	1時間につき870円
イメージアナライザー	1台	1時間につき690円
織物摩耗試験機	1台	1時間につき860円
落下衝撃試験装置	1台	1時間につき930円
ショッパー型耐水度試験機	1台	1時間につき750円
KES風合い・曲げ試験機	1台	1時間につき1,050円
KES風合い・せん断試験機	1台	1時間につき1,050円
KES風合い・引張試験機	1台	1時間につき1,050円
KES風合い・圧縮試験機	1台	1時間につき1,050円
KES風合い・表面試験機	1台	1時間につき1,050円
ラウンダーメーター	1台	1時間につき650円
分光蛍光光度計	1台	1時間につき1,160円
保温性試験機	1台	1時間につき780円
燃焼速度試験機	1台	1時間につき670円
環境総合実験システム	1台	1時間につき1,180円
耐候性試験機加温システム	1台	30時間につき2,280円
デジタルマイクロスコープ	1台	1時間につき740円
大型滑走式マイクローム	1台	1時間につき1,120円
テンシロン万能試験機	1台	1時間につき1,180円
自動拭き取り装置	1台	1時間につき450円

	繊維分析計	1台	1時間につき750円	
	加熱乾燥式水分率測定装置	1台	1時間につき750円	
	フィルター性能試験機	1台	1時間につき2,060円	
	その他の試験機器	1台	1時間につき590円	
抄紙加工機	樹脂成型プレス機	1台	1時間につき790円	
	エンボスマシン	1台	1時間につき1,370円	
	熱カレンダー	1台	1時間につき1,010円	
	樹脂加工機	1台	1時間につき2,020円	
	艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）	1台	1時間につき860円	
	小型抄紙機	1台	1時間につき6,390円	
	手すき抄紙室の備付け器具	1台	1時間につき510円	
	スーパーカレンダー	1台	1時間につき1,320円	
	超音波アトマイザー	1台	1時間につき900円	
	その他の抄紙加工機	1台	1時間につき550円	
	分析機器	高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき860円
		ガスクロマトグラフ	1台	1時間につき770円
I C P 発光分析装置		1台	1時間につき3,560円	
全有機炭素分析計		1台	1時間につき910円	
熱分析装置		1台	1時間につき950円	
分光光度計		1台	1時間につき1,060円	
イオンクロマトグラフシステム		1台	1時間につき1,800円	
分析走査型電子顕微鏡		1台	1時間につき2,670円	
極微弱発光検出分光システム		1台	1時間につき960円	



三次元計測機能付走査型顕微鏡	1台	1時間につき990円
その他の分析機器	1台	1時間につき570円

別表第2（第6条関係）

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの手数料	
定性分析	一般的なもの		指定成分1成分につき 1,500円	
	特殊なもの		指定成分1成分につき 2,910円	
定量分析	一般的なもの		指定成分1成分につき 2,910円	
	特殊なもの		指定成分1成分につき 5,960円	
	特殊機器によるもの	簡易なもの		1件（指定成分1成分） につき12,100円
		複雑なもの		1件（指定成分1成分） につき26,610円
		イオンクロマトグラフによるもの		1件につき9,450円
		分析走査型電子顕微鏡によるもの		1件につき9,640円
		高速溶媒抽出装置によるもの		1件につき5,430円
		極微弱発光検出分光システムによるもの		1件につき6,230円
		フィルター性能試験機による簡易なもの		1件につき4,130円
フィルター性能試験機による複雑なもの			1件につき16,280円	
物理化学試験	紙及び板紙の物理試験	1件	1,580円	
	段ボールの物理試験	1件	1,900円	
	さらし率試験	1試料	3,440円	

繊維相対粘度試験		1 試料	4,930円
灰分試験		1 試料	3,160円
紙料水分試験		1 試料	1,590円
ろ水度試験		1 試料	1,230円
サイズ度試験		1 試料	1,500円
きょう雑物試験		1 試料	1,710円
PH試験		1 試料	1,710円
繊維組成試験	光学顕微鏡によるもの	1 試料	1,860円
	薬品溶解定量によるもの	1 試料	3,780円
指示薬を使用する紙質試験		1 試料	590円
褪色度試験		1 件	1 時間までにつき1,080円（加湿によるもの場合は、1 時間までにつき940円を加算する。） （1 時間を超える場合は、1 時間につき190円（加湿によるもの場合は、230円）を加算する。）
印刷適性試験		1 件	3,180円
顕微鏡写真（手札型）		1 件	3 枚につき3,180円（焼き増し1 枚につき230円を加算する。）
走査電子顕微鏡写真（手札型）		1 件	3 枚につき4,330円（焼き増し1 枚につき350円を加算する。）
繊維長分布測定試験		1 試料	2,690円
細孔分布測定試験		1 試料	2,480円
不織布地合測定試験		1 件	2,050円

ガス透過率測定試験		1 件	3,930円
恒温恒湿槽試料処理試験		1 件	1 時間までにつき1,430円（1 時間を超える場合は、1 時間につき590円を加算する。）
落下衝撃試験		1 件	4,470円
ラウンダーメーターによる処理試験		1 件	1,900円
燃焼速度試験		1 件	2,230円
衣服内環境試験		1 件	3,660円
真空乾燥試験		1 試料	2,730円
電気伝導率測定試験		1 試料	1,710円
大型滑走式マイクロームによる処理試験		1 件	3,610円
テンシロン万能試験機による試験		1 件	1,760円
分析走査型電子顕微鏡写真		1 件	4,810円
往復摩耗試験		1 件	3,450円
赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験		1 件	1,360円
原料処理試験	紙料調整試験	1 件	1 キログラムにつき1,660円
	大型開放釜による煮熟試験	1 件	11,890円
	中型開放釜による煮熟試験	1 件	9,710円
	小型開放釜による煮熟試験	1 件	4,310円
	オートクレーブによる蒸解試験（使用薬品を除く。）	1 件	6,450円
	地球釜による蒸解試験（使用薬品を除く。）	1 件	19,950円
	粉碎処理試験	1 件	3,530円

	超微粒摩砕機による摩砕処理試験	1 件	2,170円	<table border="1"> <tr> <td>謄本又は 証明書</td> <td></td> <td>1 通</td> <td>540円</td> </tr> </table>	謄本又は 証明書		1 通	540円
謄本又は 証明書		1 通	540円					
	オゾン水実験装置による処理試験	1 件	4,750円					
製造試験	多目的テスト抄紙機による製造試験	1 時間	26,700円					
	多目的不織布製造装置による製造試験	1 時間	18,930円					
	小型抄紙機による製造試験	1 時間	9,070円					
	大型懸垂短網抄紙機による製造試験	1 時間	15,260円					
	手すき抄紙による製造試験	1 時間	10枚につき3,330円					
	シートマシン装置による製造試験	1 時間	10枚につき2,300円					
	サンプルローラーカードによる製造試験	1 時間	6,090円					
	エレクトロスピンニング装置による製造試験	1 時間	8,430円					
	メルトブロー不織布製造装置による製造試験	1 時間	26,380円					
加工試験	テストコーター&ラミネーターによる加工試験	1 時間	13,100円					
	樹脂加工試験機による加工試験	1 時間	5,720円					
	圧縮成型プレス試験	1 時間	4,950円					
	エンボス試験	1 時間	4,040円					
	熱カレンダー加工試験	1 時間	2,640円					
	紙の手加工試験	1 時間	2,380円					
	スーパーカレンダーによる処理試験	1 時間	2,560円					
	超音波アトマイザーによる加工試験	1 時間	5,960円					
	テーブルコーターによる加工試験	1 時間	7,230円					
設計図料	A 2 判	1 件	1 枚につき17,380円					
成績書の								

別記第1号様式中「高知県収入証紙貼り付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第2号様式中「利用の許可の権利」を「利用の許可に伴う権利」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

### 第3号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

#### 依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の（ ）を依頼します。

依頼の目的及び内容	
供試品の名称、種類等	
供試品の数量	
希望する完了時期	年 月 日
成績報告書又は証明書の 交付希望の有無	有 ・ 無
手数料の額	(1) 円
	(2) 円
	(3) 円
手数料の額が10万円を 超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
確定後納付の場合の納 付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け欄	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 括弧内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種別を記入してください。
- 2 手数料は、この依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、分析、試験等が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

**第4号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

研究依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の研究を依頼します。

研究の名称	
研究の目的及び内容	
研究を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日 計 日間
その他参考となる事項 又は意見	
手数料の額	円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け欄	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 手数料は、この研究依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、研究が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この研究依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

**第5号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

変更依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次の（ ）の変更を依頼します。

供試品の名称、種類等	
供試品の数量	
受付年月日及び受付番号	年 月 日 第 号
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
成績報告書又は証明書の交付希望の有無	有 ・ 無
手数料の額	(1) 円
	(2) 円
	(3) 円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け欄	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 括弧内には、分析、試験等依頼の種別を記入してください。
- 2 手数料は、この変更依頼書を提出する際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、内容の変更があった分析、試験等が終了した後に、納入通知書により納付することもできます。ただし、この変更依頼書を提出する際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第48号****高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他」を「その他条例の施行に関し」に改める。

第3条の2第1号中「第6条」を「第6条第1項」に、「徴収額」を「徴収額」に、「困難である」を「困難であるもの又は1件の分析、試験等の依頼に係る徴収額が10万円を超える」に改め、同条第2号中「第8条又は第9条」を「第8条第1項又は第9条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第6条第1項の規定により徴収する手数料のうち、分析、試験等の依頼時においては徴収額の確定が困難であるもの又は1件の分析、試験等の依頼に係る徴収額が10万円を超えるもの

第4条第2項第1号中「暴排条例第2条第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条中「100分の3.15」を「100分の3.24」に、「100分の2.1」を「100分の2.16」に改める。

第12条第1項中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

第14条第7項中「1,000分の1.05」を「1,000分の1.08」に改める。

別記第4号様式及び別記第8号様式中「3.15%」を「3.24%」に、「2.1%」を「2.16%」に改める。

別記第9号様式中「3.15%」を「3.24%」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行後において、この規則の施行の日前に売りさ

ばき人が買い受けた高知県収入証紙について高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第8条第2項の規定により同条例第6条第2項に規定する金額を差し引く場合は、この規則による改正後の高知県収入証紙条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合においては、新規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の高知県収入証紙条例施行規則別記第8号様式を使用することができる。